

山梨県公報

号外第七十八号

平成二十五年

十一月十五日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**(条例第五十二号)(財政課)

1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の百七十四の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同表の百七十五の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更

新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十九号)の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番